

NEWSLETTER

February 2024

韓国の最新知財情報 - 2024年2月

- 2023年度知的財産権の統計分析 ----- 01
- パラメータ発明の明細書記載要件を満たさないことを理由に対象特許の登録が無効になるべきであるとする大法院判決 ----- 08
- 商標共存同意制度の導入を含む改正商標法の施行 ----- 11
- 職務発明自動承継制度の導入を含む発明振興法の改正 ----- 13
- 特許出願優先審査制度の改編 ----- 15

EDITOR



Young Mo KWON



Hyeon Gil RYOO



Hyungwon CHAE

[MORE](#) ▼

このニュースレターは一般的な情報の提供を目的として発行されたものであり、Lee&Koの公式見解または法律意見ではありません。Lee&Koのニュースレターの受信をご希望でない場合は、このメールに返信または[こちら](#)をクリックし、件名に「受信拒否」とご記入のうえ、送信してください。

CONTACT



Patent Attorney
Seong Tahk AHN

T: +82,2,6386,6239
E: seongtahk.ahn@leekoip.com



Patent Attorney
Sungmin CHO

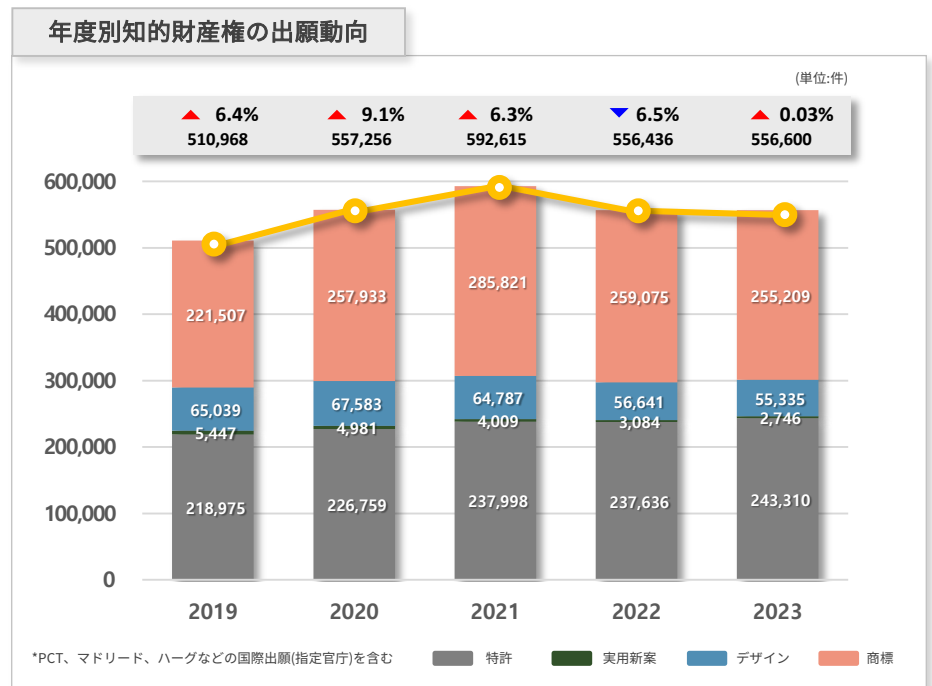
T: +82,2,6386,7934
E: sungmin.cho@leekoip.com

2023年度知的財産権の統計分析

特許庁が2024年1月に公開した知的財産権統計に基づいて2023年度の知的財産権出願統計および特許審判院審判統計を分析した。2023年度、韓国特許庁に出願された知的財産権出願の件数は前年度と同様であったが、外国人出願は小幅に減少した。2023年度の特許審判院の事件数は前年度に比べて増加した。一方、国家知的財産委員会が2023年12月に発刊した「2022年知的財産保護政策執行現況年間報告書(2022 Annual Report on Intellectual Property Protection Enforcement in Korea)」において、特許審判院審決に対する審決取消訴訟と侵害禁止の民・刑事訴訟に関する統計を抜粋した。2022年度の特許審判院審決に対する特許法院の審決取消訴訟における審決取消の比率は2021年度と比較して同様であり、特許法院判決を不服とした大法院上告審の件数は最近5年間減少傾向にある。侵害禁止訴訟においては、2021年度に比べてデザイン権に基づく侵害禁止請求が大幅に増加した。以下において、詳細に説明する。

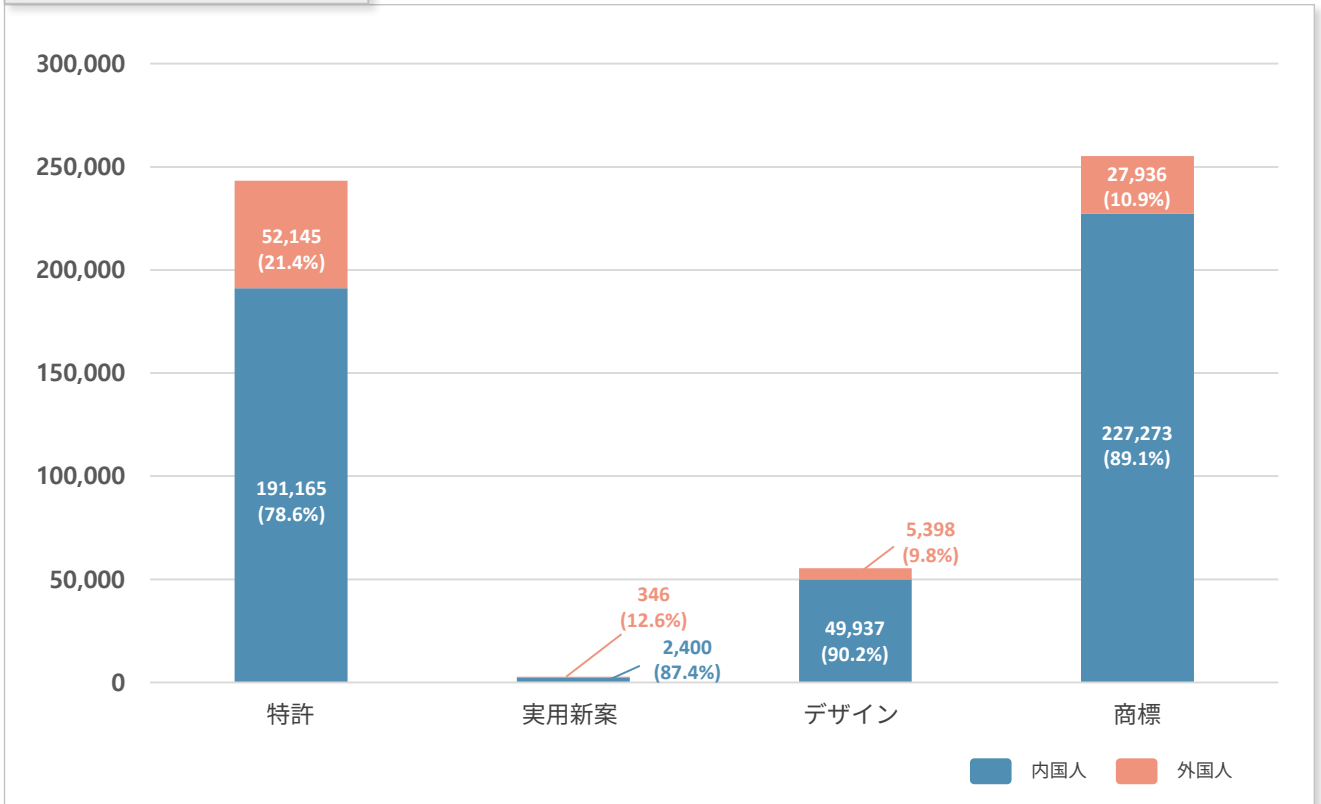
1. 知的財産権全体の出願動向

特許、実用新案、デザイン、商標出願を含む知的財産権全体の出願は、2022年度は556,436件から2023年度は前年度と同様の556,600件(0.03%増)の出願を維持した。具体的には、特許出願は2.4%増加したのに対し、実用新案、デザイン、及び商標はそれぞれ11.0%、2.3%、及び1.5%減少した。



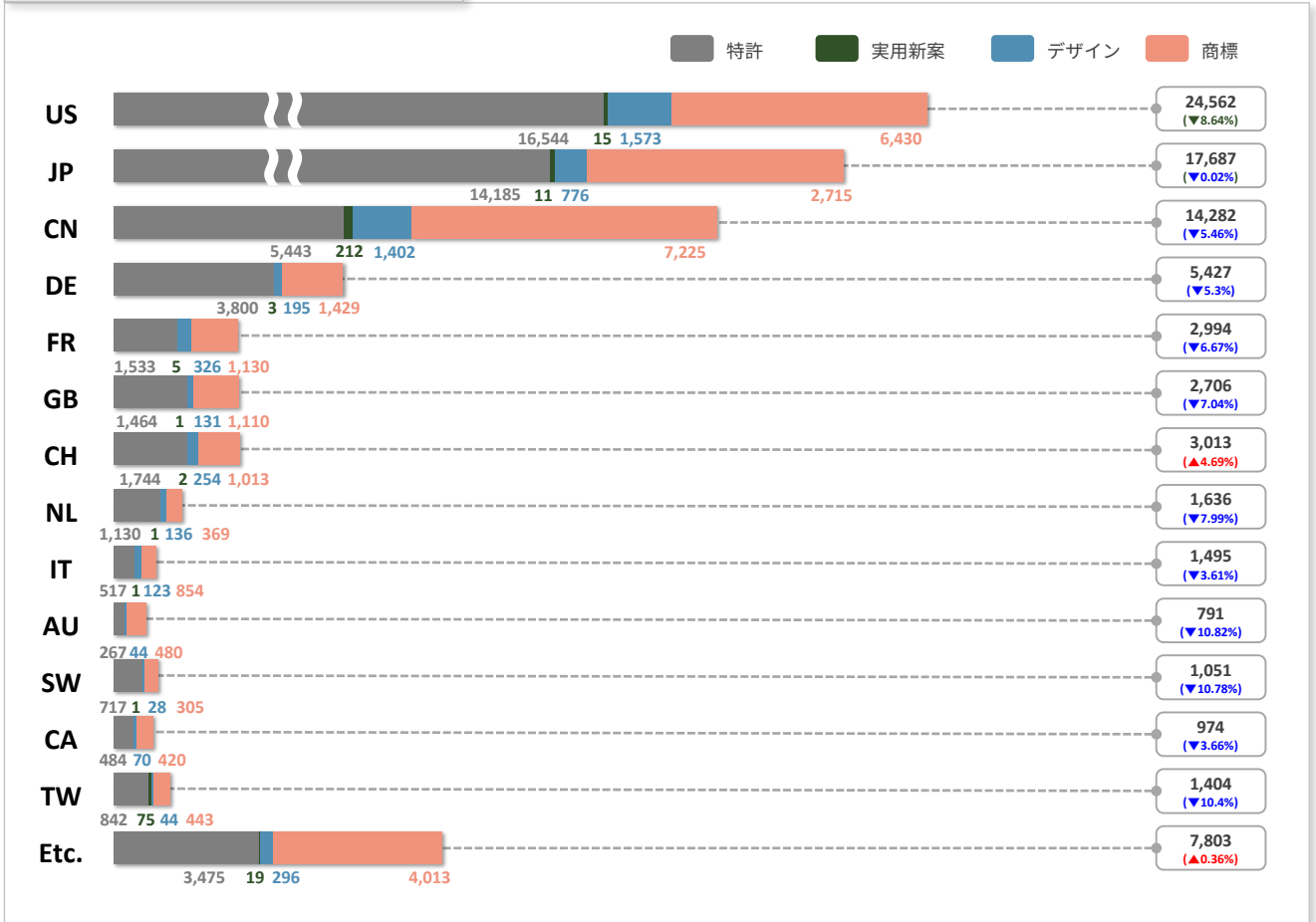
知的財産権の出願を内国人出願と外国人出願に分けてみると、外国人出願が2022年度の90,157件(16.2%)から2023年度の85,825件(15.4%)と小幅に減少した一方、内国人出願は466,279件(83.8%)から470,775件(84.6%)と小幅に増加した。2023年度の外国人出願比率が特許では21.4%に相当し、残りの出願では約10ないし13%を占めている。

2023年度の内・外国人出願



外国人出願を出願人の国籍別に分析してみると、米国人出願(29.5%)、日本人出願(20.1%)、中国人出願(16.5%)が上位を占める。2023年度は、前年度に比べて日本と他国出願には変化がなく、スイスの出願が小幅に増加した一方、その他のすべての国家の出願は小幅に減少する傾向を示した。

2023年度の外国人国家別国内出願



2. 特許出願の動向

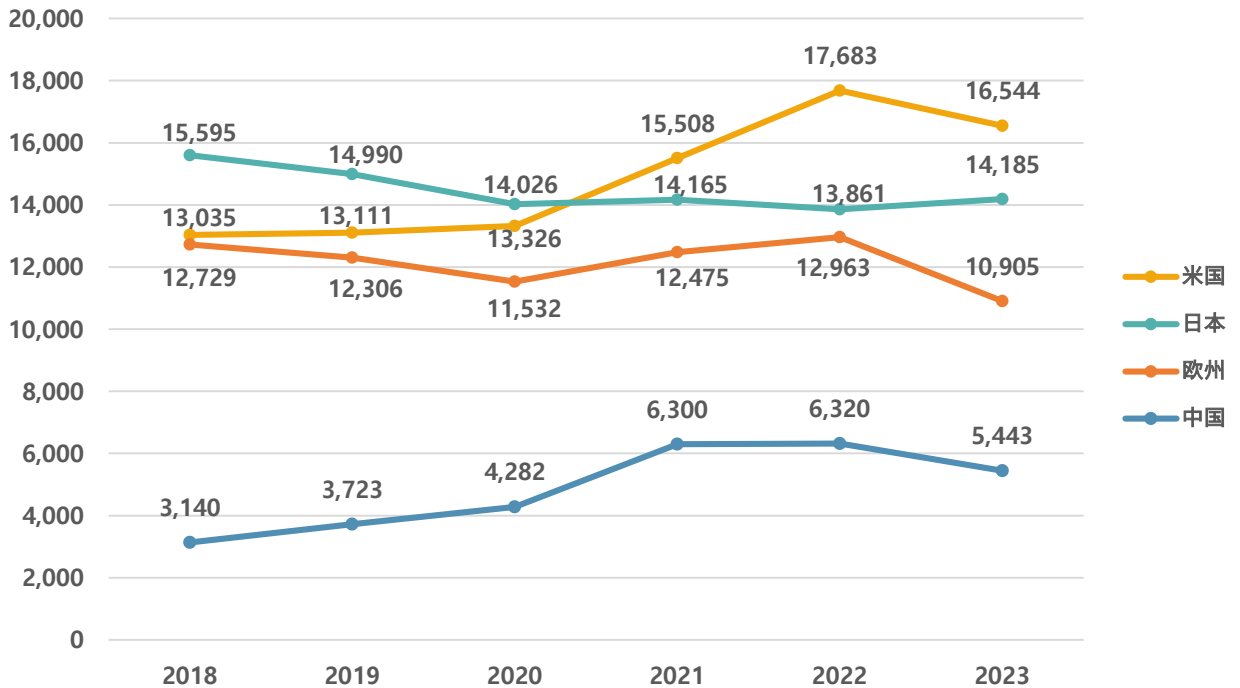
特許出願の動向をさらに検討してみると、2023年度の国内特許出願(PCT出願を含む)は243,310件と、2022年度よりも小幅に増加した。韓国特許庁を受理官庁とする2023年度のPCT出願は22,166件と、2022年度に比べて1.14%増加した。国内特許出願人の類型別としては、国内大企業(▲7.6%)、国内中堅企業(▲0.7%)、国内中小企業(▲3.8%)、大学・公共研究機関(▲9.2%)の出願は増加したが、国内個人(▼4.0%)、外国人(▼3.2%)の出願は減少した。

2023年度の特許出願動向

区分	2019	2020	2021	2022	2023	
					出願	増減率
全体	218,975	226,759	237,998	237,633	243,310	▲2.4%
大企業	39,623	39,918	40,353	44,970	48,391	▲7.6%
中堅企業	10,894	10,860	11,158	10,771	10,842	▲0.7%
中小企業	49,569	56,973	62,639	62,970	65,380	▲3.8%
大学・公共研究機関	26,922	27,870	29,715	28,789	31,441	▲9.2%
外国人	47,553	46,315	51,783	53,878	52,145	▼3.2%
個人	43,124	43,369	40,909	34,924	33,522	▼4.0%
その他	1,289	1,448	1,435	1,330	1,574	▲19.4%

2023年、韓国に特許出願した外国出願人の国家別出願は、前年に比べて米国(▼6.4%)、欧州(▼15.9%)、中国(▼13.9%)減少したが、日本(▲2.3%)は増加した。これら4ヶ国/地域の出願人の国内出願は、国内の外国人出願の89.8%を占めている。これら4ヶ国/地域の出願人による最近6年間の国内特許出願件数の推移を下表に示した。

外国出願人の主要国家別国内特許出願



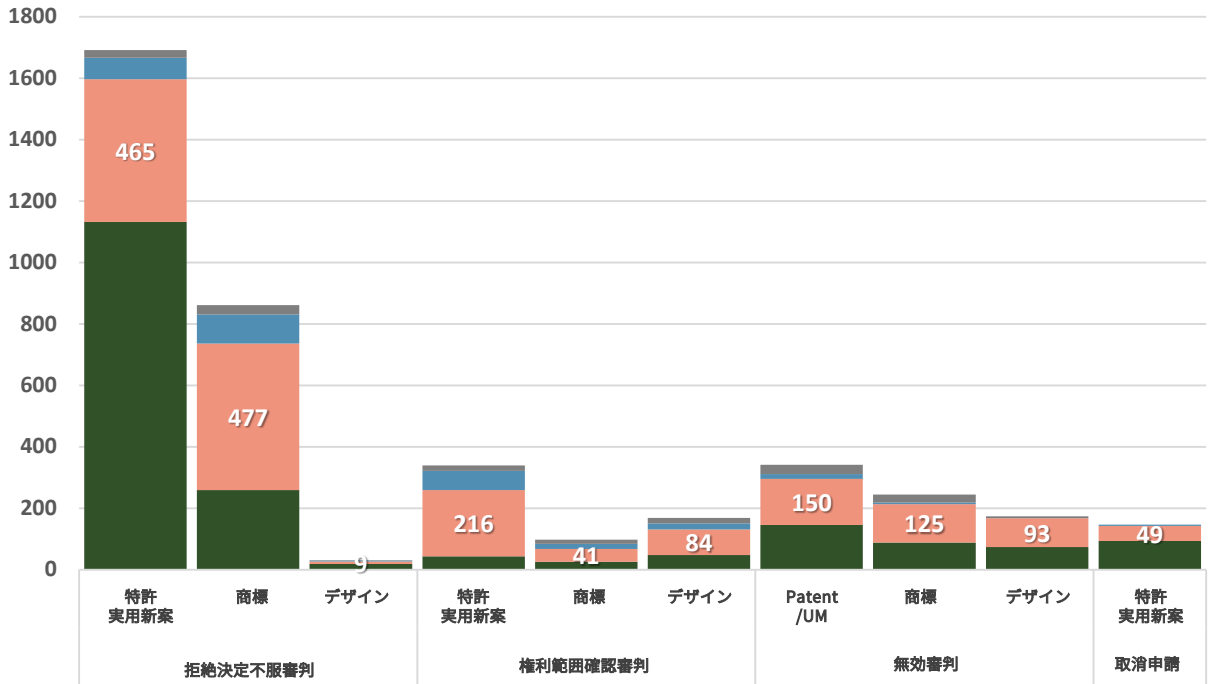
技術分野別の内国人出願においては、電気機械/エネルギー(二次電池など)(▲11.4%)、コンピュータ技術(AIなど)(▲4.2%)、半導体(▲12.3%)、デジタル通信(▲10.3%)などの技術分野を中心に出願が増加したが、電子商取引(▼6.0%)、オーディオ/映像技術(▼6.6%)の技術分野では出願が減少した(2023年第3四半期の累計基準を使用、技術分野はWIPOの35の技術分野を参照して分類)。

3. 審判及び審決取消訴訟の動向

2023年度の特許審判院全体の事件数は、前年度に比べておよそ15%の増加があったが、特に、特許の権利範囲確認審判が請求件数の基準で2022年度に比べて2.5倍ほど増加した(300件→770件)。2023年度の特許・実用新案、商標、及びデザイン出願の拒絶決定に対する不服審判の認容率は、それぞれ27.5%、55.4%、29.0%の比率を示した。特許・実用新案、商標、デザインは、権利範囲確認審判においてそれぞれ63.7%、41.8%、50.0%の認容率を示し、無効審判ではそれぞれ44.0%、51.2%、53.5%の認容率を示した。特許・実用新案に対する取消申請の認容率は33.6%と、無効審判に比べて低い認容率を示した。

2023年度の審判動向

全体件数 (認容率)	1,692 (27.5%)	861 (55.4%)	31 (29.0%)	339 (63.7%)	98 (41.8%)	168 (50.0%)	341 (44.0%)	244 (51.2%)	174 (53.5%)	146 (33.6%)
---------------	------------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------



* 認容率=認容/(認容+棄却+却下+取下げ)

認容 棄却 却下 取下げ

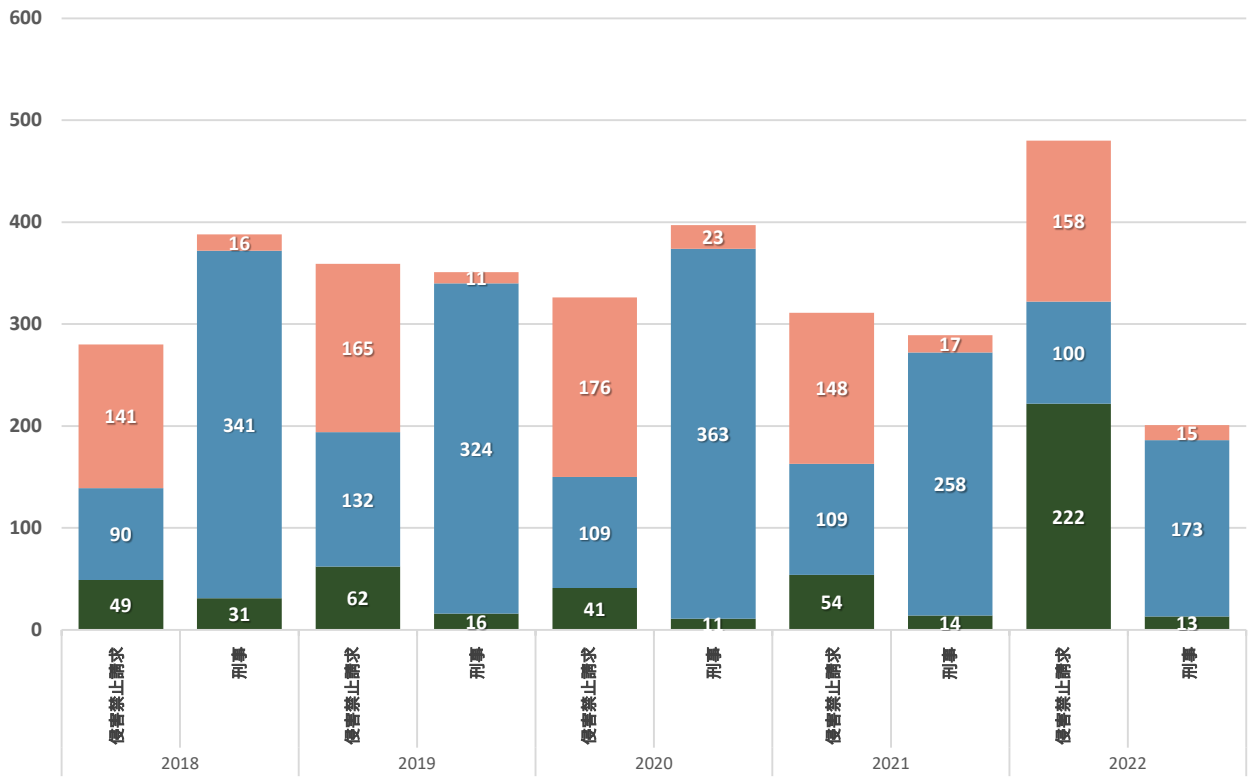
特許審判院の審決に対して特許法院に提起された審決取消訴訟において、審判院の審決が取り消された比率は、2022年度は前年度と同様の25.4%の取消率を示した。一方、特許法院の判決に対して不服して大法院に上告が提起された件数は、次第に減少する傾向を示し、2022年度は126件が上告され、破棄率は減少して2022年度は4.3%であった。

区分		2018	2019	2020	2021	2022
特許法院	審判院審決	7,473	8,992	6,064	5,697	4,956
	提訴	877	841	673	611	562
	提訴率(%)	11.7	9.4	11.1	10.7	11.3
	判決件数	887	798	766	594	613
	取消判決	197	204	210	152	156
	取消率(%)	22.2	25.6	27.4	25.6	25.4
大法院	上告件数	250	220	211	156	126
	宣告	276	242	232	161	138
	破棄件数	20	12	12	13	6
	破棄率(%)	7.2	5.0	5.2	8.1	4.3

4. 侵害禁止の民・刑事訴訟

最近5年間の侵害禁止請求は、全般的に一定数を維持していたが、2022年度のデザイン権侵害禁止請求(民事)は前年度に比べて約4倍ほど増加した(54件→222件)。2022年度の特許権及び商標権に基づく侵害禁止請求(民事本案)の場合、調停・和解・移送などを除く権利者の勝訴率は、それぞれ約20.3%及び28.1%である。刑事本案事件は、商標法違反に対する公判が圧倒的に多い(約89.7%)。

2018～22年度の知的財産権の紛争現況



*侵害禁止請求:侵害禁止(本案)+侵害禁止仮処分申請

特許 実用新案 デザイン 商標

CONTACT



Partner
Hyeon Gil RYOO

T: +82,2,772,4364
E: hyeongil.ryoo@leeko.com



Partner
Yong Jin CHO

T: +82,2,772,4993
E: yongjin.cho@leeko.com

パラメータ発明の明細書記載要件を満たさないことを理由に 対象特許の登録が無効になるべきであるとする大法院判決

1. 事案の要約

「多結晶シリコンの製造方法」という名称の特許(以下、「対象特許」)の権利者であるA社は、B社を相手取り、2017年にソウル中央地方法院に特許侵害禁止及び損害賠償請求訴訟を提起した。これに対して、B社を代理したLee&Ko法律事務所は、A社の特許侵害の主張は明らかに無効である特許権に基づくものであって、権利乱用に該当すると抗弁する一方、紛争の根源的解決のために、A社を被請求人として特許審判院に登録無効審判を提起し、その無効審判手続きにおいて、大法院判決を通じて対象特許に対する登録無効確定判決を導き出すことによって、約7年余りにわたった特許紛争を成功裏に終えた。

無効審判手続きでは、パラメータ発明の明細書記載要件の具備の有無が核心争点として浮上したが、これに関して大法院は、当業者が発明の説明に記載された事項によっても、パラメータとして特定された生産方法を使用できないという点(旧特許法第42条第3項第1号)、測定方法が明確でないパラメータを含む請求の範囲は、発明が明確に記載されていないという点(旧特許法第42条第4項第2号)に基づき、対象特許の登録が無効になるべきであると判決した(大法院2024.1.11.宣告2020フ10292登録無効(特)判決)。

2. 対象特許に関する無効審判の経過

対象特許は、(i)多結晶シリコンの製造に適用される多様な工程変数を組み合わせたパラメータを定義し、(ii)権利範囲を該当パラメータ値の上限と下限に限定した、いわゆる数値限定されたパラメータ発明である。

対象特許のパラメータを構成する工程変数は、通常多結晶シリコン製造工程に一般的に適用されるものであって、それぞれの工程変数とその適正数値範囲は業界に広く知られていた。しかし、このようなそれぞれの工程変数が反映されたパラメータ自体とその数値範囲を開示する先行文献は存在しなかった。また、対象特許は、発明の説明にそれなりの実施例及び比較例を記載しているので、サポート要件(特許法第42条第4項第1号)違反であると見なすのも困難であった。

これに関して、Lee&Ko法律事務所は、(i)対象特許がパラメータを構成する一部の工程変数の測定のための基準、方法、及び条件が不明確であるため、当業者が発明を容易に実施することができないという点(旧特許法第42条第3項第1号の明細書記載要件未備)及び(ii)このような不明確な工程変数で構成されたパラメータも不明確であるため、請求の範囲が明確かつ簡潔に記載されていないという点(旧特許法第42条第4項第2号の明細書記載要件未備)を主な無効事由として主張した。

韓国特許実務上、明細書記載要件を備えていないという事情(記載不備)のみを理由に登録特許を無効として判断する場合は非常に異例的である。Lee&Ko法律事務所は、対象特許のパラメータの場合、大法院が説示したパラメータ発明の明細書記載要件に関する判断基準に符合しないため、明細書記載に関する法理的要件を備えていないと主張したのに対し、これを技術的に立証して、これに反する特許権者の主張を排斥するために、技術説明、専門家の陳述、証人尋問などの立証手段を積極的に活用した。この過程においては、パラメータ発明の領域に存在する多様な争点に関して双方間で激しい攻防があり、該当争点に関しては、担当審判部及び裁判部内部でも長期間にわたり関連法理に対する検討と共に、踏み込んだ集中審理が進められた。

上記のようなLee&Ko法律事務所の具体的な根拠に基づいた充実した弁論の結果、特許審判院、特許法院、及び大法院は、一致した意見をもって対象特許がパラメータ発明の明細書記載要件を満たさないことを理由にその登録が無効になるべきであると最終的に判断した。該大法院判決を要約すると、以下の通りである。

大法院2024.1.11.宣告2020フ10292登録無効(特)判決

(1)旧特許法第42条第3項第1号

本件特許発明は、反応中に互いに密接な影響を交わす各工程変数の連動した調節を通じてリアクター内の流動条件であるパラメータが、定められた範囲内に存在するように工程を遂行することによって、工程が最適化する効果を示すことを技術的特徴とするので、反応中の工程変数の値が本件特許発明の実施に重要な技術的意味を有する。

本件特許発明の明細書には、パラメータを決定する一部の工程変数の測定方法が記載されておらず、本件において提出された資料だけでは、当業者が本件特許発明の優先日当時の技術水準から上記各工程変数の測定方法や値を容易に知り得ると見なすのは困難である。

したがって、当業者が優先日当時の技術水準から見て、過度な実験や特殊な知識を付加しなければ、発明の説明に記載された事項によってパラメータとして特定された生産方法を使用することはできないので、本件特許発明明細書の発明の説明は、本件特許発明を容易に実施できるように明確かつ詳細に記載されたとは見なすことはできない。

(2)旧特許法第42条第4項第2号

発明が明確に記載されているか否かは、当業者が発明の説明や図面などの記載と出願当時の技術常識を考慮して、請求の範囲に記載された事項から特許を受けようとする発明を明確に把握できるかによって、個別的に判断しなければならない。

本件特許発明は、パラメータを構成する一部の工程変数の測定方法が明確でないため、請求の範囲に発明が明確に記載されているとはいえない。

3. 示唆点

2020年から約4年間の審理の末、Lee&Ko法律事務所が導き出した今回の大法院判決は、「対象特許明細書が記載要件を満たさないと判断した特許法院判決には、特許権者主張の上告理由がない」という趣旨であって、パラメータ発明の記載要件に関する法理をより明確に提示したということに大きな意味がある。

特に、従来、通常で実施されている製造工程に関して特許登録を受けるためには、該当製造工程に適用される工程変数を適切に組み合わせたパラメータの形態で特許を出願する傾向があり、該当パラメータが新規であるという理由で特許登録される頻度が高まっている。しかし、今回の大法院判決が説示した法理によると、たとえ、新規のパラメー

タを導入した場合でも、明細書にパラメータを構成する個別工程変数の技術的意味、測定方法が具体的に記載されていないならば、今後、無効審判を通じて明細書記載要件不備の理由だけでも登録無効判決が受けられ得るという点に留意する必要がある。

CONTACT



Patent Attorney
Jiwoo JEONG

T: +82_2_6386_0776
E: jiwoo.jeong@leekoip.com

商標共存同意制度の導入を含む改正商標法の施行

先登録商標の商標権者が後出願商標の商標登録に同意すれば商標登録を受けられるようにする、いわゆる「共存同意制度」を導入することを主な内容とする「商標法改正案」が2023年10月31日に公布され、2024年5月1日付で施行される予定である。今回の改正の主要事項は次の通りである。

1. 先登録商標権者及び先出願人による同意の下で同一・類似の商標登録を可能にする共存同意制度の導入

現行の商標法では、同一・類似の商品に使用される同一・類似の商標の登録に関して、「先出願による他人の登録商標と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一・類似の商品に使用する商標」は商標登録を受けられないと規定されている(商標法第34条第1項第7号)。これにより、他人の先登録・先出願商標と同一・類似の商標を後に出願した者は、商標の登録ができなくなり、後出願人の安定的な商標登録及び使用に相当な制限があった。

しかし、今回の改正では、出願商標が他人の先登録・先出願商標と同一・類似するため、商標登録に拒絶理由があるとしても、その他人が後出願商標の商標登録に同意すれば商標登録を受けられるようにして、自律的な合意によって後続の出願人による継続的な商標の使用を可能にすることで、経営上の安定性を保障すると同時に、事前に商標関連の紛争を防止できるようにした。ただし、需要者の誤認・混同を防止するために、商標と指定商品が「同一」の場合には、このような同意がある場合であっても登録をできないようにした。また、共存同意制を通じて登録された商標は、登録原簿にこの事実を表記し、契約の期間や地域などを制限する条件付きの同意契約は認められない。

本改正規定は、本法施行前に出願された商標登録出願であっても、本法施行以降に商標登録の如何を決定をする場合にも適用する。

改正法では、商標の柔軟な登録を可能にする一方、先登録商標権者や先出願人の同意の下で登録された商標又はその商標登録に同意した者の商標のうちいずれか一方でも不正競争目的で使用して需要者への誤認・混同を起こした際には、商標登録を取り消すことができるようにした。

2. 使用による識別力取得認定対象の拡大

「使用による識別力取得」とは、本来、識別力のない商標であっても、特定人が一定期間継続して使用した結果、識別力を取得した場合、既に出所表示として機能するだけでなく、もはや競争業者間の自由な使用を保障する公益上の必要性がなくなったと見なせるため、商標登録を許容して商標使用者の信用を保護し、一般需要者に商品の品質への誤認や出所の混同を防止するために、事後的に識

別力を認めることを意味する(商標法第33条第2項)。

ただし、現行法では、出所表示として認識されないか、自由な使用が保障されるべき標章、又は公益上、特定人に独占させることが適格ではないと認められる標章は、商標法第33条第1項第7号の「その他の識別力のない商標」として、商標法第33条第2項に規定する使用による識別力の取得が認められる対象から除外されていたが、判例及び実務により識別力の取得を認めていた。

しかし、今回の改正案では、明示的に第33条第2項において、第33条第1項第7号の「その他の識別力のない商標」も使用による識別力の取得が認められる対象として規定した。これにより、「その他の識別力のない商標」であっても、その商標の使用の結果、特定人の出所表示により識別力を取得することになった場合には、商標登録を受けられるようにし、使用による識別力取得の適用範囲を明確にした。

3. 相続人がいない場合の相続対象の商標権に対する権利関係の明確化

商標権者が死亡した場合、商標権は相続人に相続されるが、特許法及びデザイン保護法とは異なり、商標法では商標権者が相続人がおらず死亡した場合の商標権消滅に関する事項が規定されていなかった。

今回の改正法では、商標権の相続が開始されたときに相続人がいない場合には、商標権が消滅するという条項を新設して、相続対象の商標権の権利関係をより明確にした。

4. 国際商標登録出願の分割認定

現行の商標法では、国際商標登録出願に対しては出願の分割を認めていないため、拒絶理由に対応するためには、国内出願を再び行わなければならないなど、国際商標登録出願を行う出願人には困難があった。しかし、今回の改正法では、国際出願に対しても出願の分割を認めるので、特に、一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合は、出願の分割を通じて対応するなど、出願人の便宜を図るための措置が執られた。ただし、国際商標登録出願の分割は、審査官が拒絶理由を通知した場合にのみ可能である。

CONTACT



Partner
Yikang KANG

T: +82,2,772,5962
E: yikang.kang@leeko.com



Patent Attorney
Mee SON

T: +82,2,6386,7962
E: mee.son@leekoip.com

職務発明自動承継制度の導入を含む発明振興法の改正

職務発明自動承継制度の導入、職務発明補償金訴訟における資料提出命令及び秘密保持命令制度の導入などの内容を盛り込んだ発明振興法の改正案(以下、「改正法」という)が、2024年8月7日から施行される。本改正の主な内容は、以下の通りである。

1. 使用者の職務発明自動承継制度導入

(改正理由) 現行法上、使用者が従業者から職務発明に対する権利の承継を受けるためには、(i)従業者が職務発明の完成事実を使用者に知らせ、(ii)使用者が4ヶ月以内に従業者に承継如何を通知しなければならなかった。

しかし、使用者の承継通知の前には、職務発明に対する権利が未だ使用者に承継されていない不確定的な状態である点を利用して、従業者が第三者に職務発明に対する権利を譲渡するなどのいわゆる二重譲渡の問題があった。

(改正内容) 使用者が契約や勤務規定で職務発明に対する権利の承継を受けることを予め定めた場合、職務発明に対する権利は**発明を完成したとき**から使用者に自動的に承継されるように規定した(改正法第13条第1項本文)。また、使用者が職務発明に対する権利を承継しないことにした場合、4ヶ月以内に従業者に通知するようにした(改正法第13条第1項但書)。

日本の場合、「従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する」と規定されている(日本特許法第35条第3項)。日本は特許を受ける権利が使用者に「帰属する」のに対し、韓国はその権利が「承継する」という点に差がある。

(施行時期) 改正法施行以降、即ち2024年8月7日以降に職務発明した場合から適用される(改正法附則第2条)。

(示唆点) ①使用者が職務発明に対する権利の承継を受けることとして定める、いわゆる「事前予約承継規定」を置いた場合、職務発明承継時点は「(従業者の職務発明完成通知以降)使用者の承継通知時点」から「発明完成時点」に最大4ヶ月前倒しとなった。これにより、職務発明をめぐる権利関係を早急に確定できるようになった。

②使用者は、従業者に不承継の意思のみを通知すれば、可能な限り承継手続きが簡素化されるので、使用者の手続的負担が軽減された。

③従業者の二重譲渡等による紛争の恐れも事実上減少することが期待される。

(留意事項) 使用者としては、より安定的に職務発明の承継を受けられるように

事前予約承継規定の改正が必要である。「使用者が発明の完成時点で自動的に発明に対する権利を取得し、使用者が承継を望まないときに限って承継しない」という内容が明らかになるように改正しなければならない。

2. 職務発明補償金訴訟における資料提出命令及び秘密保持命令制度の導入

(改正理由)「特許法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などの知的財産に関する法律では、関連訴訟において当事者へ判決に必要な証拠資料を提出するように誘導する資料提出命令と秘密保持命令を規定している。

一方、「発明振興法」には、このような制度がないため、「職務発明補償金に関する訴訟」において裁判に必要な証拠資料の提出を誘導することが困難で、合理的な補償金算定が困難であるという問題があった。

(改正内容)①資料提出命令制度の導入：職務発明補償金に関する訴訟において、法院は、相手方当事者へ補償額の算定に必要な資料の提出を命じることができるようにし、該当資料が当事者の営業秘密に該当しても、必要な資料である場合は資料の提出を拒む正当な理由には該当しないとした(改正法第55条の8新設)。

②秘密保持命令制度の導入：職務発明補償金に関する訴訟において、資料提出命令が下される場合、当事者の営業秘密が保護される必要がある。そのため、秘密保持命令制度を導入して、営業秘密が公開されないようにしており(改正法第55条の9から第55条の11まで新設)、国内外で正当な事由なく法院の秘密保持命令に違反した者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処することにした(改正法第58条第1項新設)。

(施行時期)改正法施行以降、即ちに2024年8月7日以降に提起された職務発明補償金に関する訴訟から適用される(改正法附則第3、4条)。

(示唆点)改正法を通じて、導入された資料提出命令及び秘密保持命令制度は、従来では特許法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律で導入されている制度と同一のものである。

職務発明補償金関連の訴訟において、従来に活用されていた民事訴訟法上の文書提出命令と本改正法による資料提出命令を以下のように比較してみると、提出対象は拡大され、提出拒否の正当な理由は縮小されており、提出命令への不応に対する制裁は強化された。

	文書提出命令	資料提出命令
提出命令対象	文書	文書以外の物件を含む資料
提出拒否の正当な理由	営業秘密を理由に提出拒否が可能	営業秘密を理由に提出拒否できない
提出命令への不応時の制裁	文書記載内容に関する当事者の主張を事実として認定可能	一定の場合は、当事者が立証しようとする事実までを真実として認定可能

(留意事項)改正法の施行以降は、当事者が営業秘密に該当するという理由を挙げて、職務発明補償金の算定に関する資料を提出しないことは困難なものと予想される。したがって、今後の職務発明補償金訴訟において、従業者は補償金算定に必要な資料の提出をより積極的に要求することになると思われるので、使用者は営業秘密に該当する資料を訴訟に提出しなければならない可能性が高くなったことを念頭に置かなければならない。

CONTACT



Patent Attorney
Joonyoung KWAK

T: +82,2,6386,7908

E: joonyoung.kwak@leekoip.com

特許出願優先審査制度の改編

特許庁は、ディスプレイ、二次電池等の先端技術に対する優先審査の対象を拡大し、緊急に処理する必要性が低くなった場合を優先審査対象から除くなどの優先審査制度を改編した。

まず、特許庁は、経済発展に重要な半導体(2022年11月1日の優先審査の申請件より)、ディスプレイ(2023年11月1日の優先審査の申請件より)などの先端技術に対する特許出願を優先審査の対象に含めたが、2024年上半期からは二次電池に対する特許出願も優先審査の対象に含めるとした。半導体、ディスプレイ、二次電池関連の製品、装置などを国内で生産するか、生産準備中の国内外企業の特許出願はすべて対象となり、優先審査申請時に20万ウォンの優先審査申請料が必要になる。

また、グリーン技術関連の特許出願は、従来、国家のグリーン技術関連の支援や認証を受ければ優先審査が可能であったが、今回の制度改編により、グリーン技術関連の特許分類が与えられた場合に優先審査を受けられるよう要件を緩和した。このようなグリーン技術関連の特許分類は、特許庁ホームページに掲示される予定である。

一方、従来は、専門機関に先行技術の調査を依頼した出願件が優先審査の対象に含まれていたが、今回の改正を通じて優先審査の対象から除かれた。これは、技術変化、経済発展などを考慮して、優先審査が至急の分野に審査の支援を強化するために、緊急に処理する必要性が低くなった場合を優先審査の対象から除いたものである。

2023年を基準にして、優先審査事件の平均処理(1次OA)期間は約2ヶ月と、一般審査件の平均処理期間である約20ヶ月に比べて18ヶ月程度を短縮できるため、早期に特許権を受けようとする出願人は、優先審査申請を積極的に考慮する必要がある。